

立憲・社民会派で「子ども夢パーク（川崎市）」に視察に行きました!!

2025年1月、全国初の公設民営の子どもの「居場所」子ども夢パーク(川崎市)に視察に行き、西野博之理事長(認定NPO法人フリースペースたまりば)から、日本の子どもをとりまく状況、川崎市子ども夢パーク設立の経緯、運営理念等をお話いただきました。西野さんが言われた子ども感、「**子どもはだんだんと人間になるのではなく、すでに人間である**」(コルチャック先生のことば)、「**子どもは生まれながらに一人の人間であり、権利の主体である**(おとなよりも劣った存在として差別されない)」は、とても共感できる言葉でした。こういう子ども感のもとに、生まれ育った環境にとらわれることなく、すべての子どもが夢や希望を持ち、安心して暮らすことができるよう、今後、子どもたちが権利の主体として生きることのできる鹿児島市、子どもたちの居場所づくりにとりくむ鹿児島市をめざしていかなければならないと思いました。



お困りごとがありましたらご連絡ください!!

●道路の補修(吉野町)

地盤沈下で亀裂が入った道路の補修にとりくみました!!



(改善前)



(改善後)

●倒木の除去(大明丘)

台風で倒れたままになっていた木の撤去にとりくみました!!



(改善前)



(改善後)

●停止線等の引き直し(吉野中学校近く)

交通量や歩行者が多く危険だったため、道路標示の引き直しにとりくみました!!



(改善前)



(改善後)

●歩道工事の完了(中山町)

工事が1年近く止まっていた歩道を担当課に調査を依頼、市から工事業者に連絡をしていただき、工事が完了しました!!



(改善前)



(改善後)



みんなでつくりましょう!!

すべての人が

自分らしく生きることのできる社会を
人間らしく尊厳をもって生きることのできる社会を
その生命を全うすることのできる社会を



和 るりか
Instagram



にぎX
(旧Twitter)

和 るりか プロフィール

1966年 名瀬市安勝町(現 奄美市名瀬安勝)生まれ
さみどり幼稚園卒園→大明丘小→吉野小卒業
→吉野中卒業→鹿児島玉龍高校卒業
→鹿児島大学教育学部中学校教員養成課程卒業
1988年4月～ 中学校音楽教員として勤務
(大棚中→桜山中→重富中→溝辺中→大口中央中)
2022年 鹿児島県教職員組合副執行委員長
2024年4月～ 鹿児島市議会議員1期め(吉野町在住)

へいわの和 みんなの和 にぎの和

にぎ
和 るりか
市政報告 No.2

T892-8677
鹿児島市山下町11-1
(市役所西別館3F)
立憲・社民市議団控室
TEL : 099-808-2813
FAX : 099-226-1019
E-mail : nigi.rurika@gmail.com

2025年第1回市議会定例会が開かれ、当初予算案5,142億4,500万円や市役所の組織見直しなどの条例案、その他の議案を原案どおり可決し閉会

●歳出予算の主な内容

信頼・共創政策	行かない市役所促進電子申請システム導入事業 かごしまのアンコンシャス・バイアス見える化事業 他	81億円
自然・環境政策	ゼロカーボン推進支援事業・動物愛護管理推進事業 省エネルギー家電製品購入補助事業 他	111億円
産業・交流政策	磯ビーチハウス利活用検討事業 世界文化遺産登録10周年記念事業 他	88億円
健康・安心政策	桜島火山防災研究事業・犯罪被害者等支援事業 認知症オレンジシティ推進事業 他	1,079億円
子ども・文教政策	児童相談所人材育成事業・こども医療費助成事業 こどもの未来応援イベント開催事業 他	703億円
都市・交通政策	地域公共交通ネットワーク再構築検討事業 みんなで目指す渋滞解消プラン策定事業 他	170億円



刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書採択

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つとされ、えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題です。

再審は、誤判により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を救済することを目的とする制度ですが、特に重要な課題として、再審請求手続において証拠開示規定が存在しないこと、再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより審理が長期化すること、再審請求手続の規定が整備されておらず、請求人の手続保障が十分になされていないことの3点が挙げられています。

再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、裁判のやり直しが確定するまでに長期間を要していることから、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきと考えます。

よって、国におかれては、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、再審法の全面的な見直しを速やかに実行されるよう強く要請します。

代表質疑

新年度にむけて、市政全般にわたり全31項目の質疑をかわしました。
一部を紹介いたします。

土曜授業について

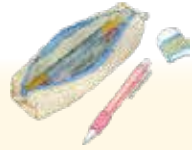
《教育長》

土曜授業については、県の通知に基づき、平成27年度から、児童生徒の生きる力の育成を目的に実施しており、**10年が経過**。

これまで、県市町村教育長会における協議等で、継続して見直しや検討を行っており、県教委とも連携して、**7年度のハッピーマンデーに係る三連休の土曜日は、柔軟な対応も可能**とする申し合わせがなされた。引き続き、県市町村教育長会において、土曜授業のみならず、教育課程全体の改善において、**子供たちの健やかな成長や教職員の働きやすい環境づくり**を目指し、保護者や地域、関係団体等の理解、協力を得ながら、検討を進めていく。

《主張》

土曜授業は一定の成果を果たしてきましたが、ハッピーマンデーの趣旨等を考えた時に、この判断は大きな前進で、子どもや教職員にとっても負担軽減になると同時に、**子どもの権利条約第31条「休息し余暇を持つ権利、その年齢にふさわしい遊びおよびレクリエーションを行う権利」を保障**することにつながります。土曜授業の実施は**学校が出発点**であるということを確認したうえで、**子どもたちの負担、学校の働き方改革**を踏まえて、来年度以降もさらなる改革をすすめていかなければなりません。



物価高騰に係る学校給食費支援補助金について

《教育長》

消費者物価指数や米価格の上昇を踏まえ、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した補助。補助額は給食1回分の物価上昇見込み額(小学校40円、中学校50円)を1、2学期相当の150回分補助(**小学校一人あたり6,000円、中学校一人あたり7,500円**)。対象校は、本市就学援助制度の対象校に準じて、**給食実施の市立小・中学校116校に加え、玉龍中学校、鹿児島大学附属小・中学校**。

《主張》

学校給食費についてはあくまで無償を求める立場ではありますが、3学期における対策についても、国の補助金、あるいは市独自の対策を**要望**しました。



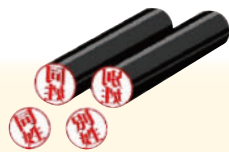
選択的夫婦別姓制度について

《市長》

共同通信社が全国の都道府県知事と市区町村長に実施した選択的夫婦別姓に関するアンケートでは、**別姓を強制するものではなく、夫婦で同じ姓を名乗りたい人にも不利益はない**から等の理由で回答した**首長の約8割が選択的夫婦別姓制度を容認**している。現在の民法では、結婚に際しての改正により、**社会的な不便や心の負担になっている方も少なくない**と認識している。

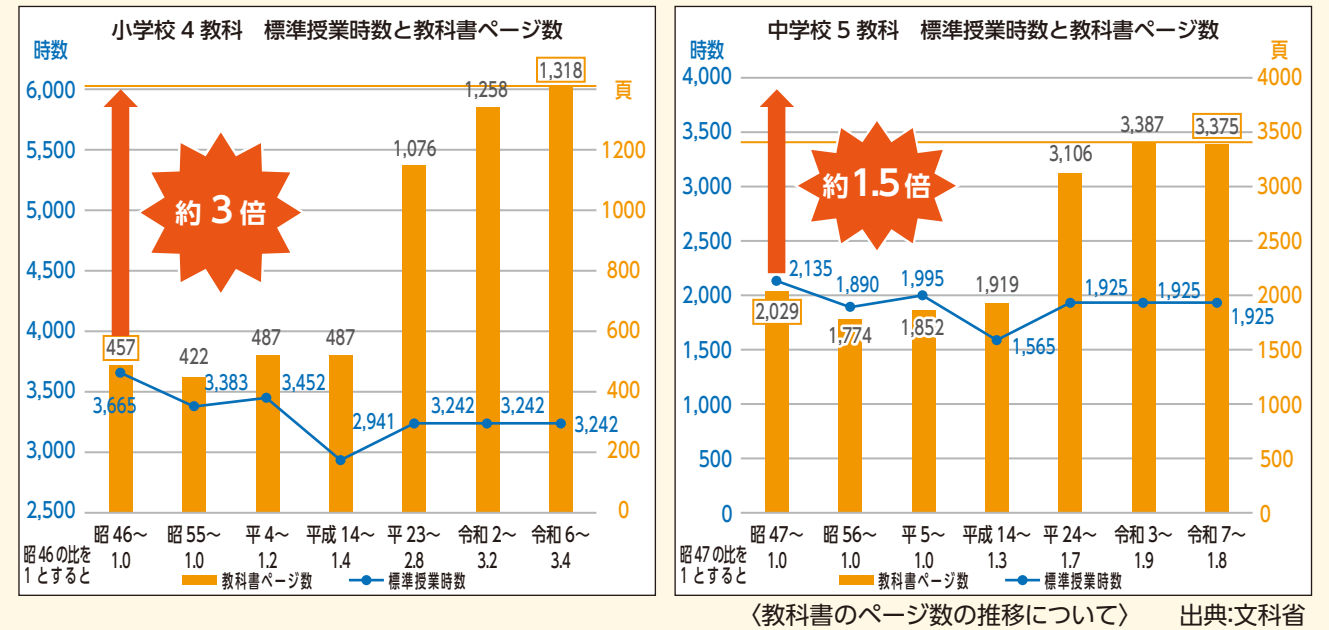
《主張》

国連女性差別撤廃委員会による勧告などの影響もあり、**日本以外の夫婦同姓を強要する国が20世紀中に法改正**を進めてきました。国連女性差別撤廃委員会は日本に対し2024年までに4度にわたり法改正について勧告、国内でも日弁連や経団連も選択的夫婦別姓制度の導入を求めています。日本では95%の女性が婚姻と同時に姓を変え、そのことによりアイデンティティの喪失や、キャリアの形成、社会生活での支障を感じるなどの指摘もあるため、日本もそろそろ制度導入すべきと考えます。



カリキュラム・オーバー・ロードについて

学校教育をめぐり、カリキュラム・オーバー・ロードの問題が、今、世界的な問題になっています。現在、次期学習指導要領の改訂にむけて本格的な審議が始まっています。



上のグラフからも分かるように、約50年前と比べると、小学校4教科・中学校5教科について、教科書ページ数(A5換算)は**小学校で457ページから1,318ページとなり約3倍、中学校で2,029ページから3,375ページとなり約1.5倍に増加**しています。また、2002年(平成14年)に学校週5日制が完全実施となったことにより、授業を要する日が減ったにもかかわらず、2024年(令和6年)の**標準授業時数は、小学校、中学校ともに2002年を超えている**ことがグラフから分かります。

《質疑》

標準授業時数が増減した主な理由は何ですか？

また、現行学習指導要領で新たに導入及び削減された主な学習内容等は？

《教育長答弁より》

平成14年度から実施された学習指導要領では、ゆとりの中で「生きる力」をはぐくむために、授業時数が削減されたが、**23年度から実施された学習指導要領において、必要な授業時数が増加**し、現在に至っている。現行の学習指導要領においては、小学校高学年で外国語科、中学年で外国語活動、小・中学校で「特別の教科 道徳」が新設されたほか、プログラミング教育や主権者教育、消費者教育等の充実が図られたところであり、**大きく削減された学習内容はない**。

《主張》

本来、学校は学びの楽しさを伝える場です。子どもたちが「できるようになった」「分かって楽しい」と思うことのできる授業をするためには、**教育内容の精選と環境整備が必要**です。カリキュラム・オーバー・ロードの問題は、教育員会や学校の努力だけでは解決できない問題です。全国連合小学校長会も2022年「次期学習指導要領改訂を見越した指導内容及び指導時数の削減」について中教審部会に要望書を提出していることから、九州都市教育長協議会や全国都市教育長協議会から国へ訴えていただくよう**要請**しました。



〈学習指導要領とは？〉
教育基本法に定められた教育の目的等を実現するため、**学校教育法に基づき国が定める教育課程の基準**。
教育の目標や指導すべき内容等が示されており、時代の変化や子どもたちの状況、社会の要請等を踏まえ、**おおよそ10年ごとに改訂**され、現行の学習指導要領は、2017年に幼稚園、小学校、中学校、2018年に高校が改訂されました。